

議案第 8 号

鳥栖市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 8 日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を制定したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定によりこの案を提出する。

## 鳥栖市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則案の概要

### 1 制定の理由

教育委員会の規則等に基づく行政手続に関し、オンラインでの手続を行う場合の手続等の内容等について定めるもの。

### 2 制定の内容

鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を準用し、主として、次に掲げる事項を規定する。

- (1) 電子情報処理組織による申請等
- (2) 申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置
- (3) 情報通信技術による手数料の納付
- (4) 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合
- (5) 電子情報処理組織による処分通知等
- (6) 処分通知等を受ける旨の表示の方式
- (7) 処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置
- (8) 処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合
- (9) 電磁的記録による縦覧等
- (10) 電磁的記録による作成等
- (11) 作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置
- (12) 適用除外
- (13) 添付書面等の省略

### 3 施行日

令和5年4月1日

## 鳥栖市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会又はこれに置かれる機関（以下「教育委員会等」という。）における鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(手続等)

第3条 教育委員会等における条例の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和5年規則第 号。次項において規則という。）の規定の例による。

2 教育委員会等に係る手続等（法令又は他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、条例及び規則の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

